

特定非営利活動法人 School Liberty Network | 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 School Liberty Network という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区北青山一丁目3番1号アールキューブ青山3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中高生を主とした生徒及びその保護者や教員を対象として、校則問題をはじめとした学校で起こる問題の解決を援助し、より自由で豊かな学校生活の環境を実現させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は同伴する事業
 - (2) 依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業
 - (3) 校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業
 - (4) その他第3条の目的を達成するための事業
- 2 この法人は、特定非営利活動に係る事業のほか、以下のその他の事業を行う。
- (1) グッズ販売事業
 - (2) 書籍・冊子の発行販売事業
 - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 活動会員 この法人の事業の活動に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めない場合、速やかに、理由を付した書面又は電磁的な方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下とする。
 - (2) 監事 1人以上2人以下とする。
- 2 理事のうち1人または2人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならないこととする。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反又はその他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を除名しようとする場合は、議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その責務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 全2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理方法
- (9) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事柄を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した署名又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前号第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者あたってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産と、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に関わる事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、東京都に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

代表理事	濱	崎	希	歩	
代表理事	中	村	眞	大	
理事	大	保	海	翔	
理事	高	松	ひ	かり	
監事	上	中	健	太	朗
監事	片	山	櫻		
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2024年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、賛助会員の年会費は1口から受け付ける。
- | | | | |
|----------|-----|-----------|----------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 個人0円 | |
| | 年会費 | 個人0円 | |
| (2) 活動会員 | 入会金 | 個人0円 | |
| | 年会費 | 個人0円 | |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 個人0円 | 団体0円 |
| | 年会費 | 個人10,000円 | 団体50,000円（それぞれ1口あたり） |

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人 School Liberty Network

1 事業実施の方針

校則や生徒指導に関する問題解決事業として、相談窓口の設置や啓発活動などを通じて、当事者や関係者と連携しながら問題解決に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【 730 】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
依頼者の要望に応じた問題の解決を図るため、各教育委員会及び団体共同して又は同業	校則問題や生徒指導に関する無料相談窓口「全国校則相談室」を運営する。公式LINEやSNS等を通じて相談を受け付け、オンライン（Google Meet等）または対面にて、解決に向けた助言やサポートを行う。	4月～3月（依頼に応じて随時）	オンライン 東京都内	10人	全国の中高校生及び保護者	50人	120
	教育委員会または地方公共団体への相談代行もしくは同伴をする	4月～3月（依頼に応じて随時）	オンライン 東京都内	10人	全国の中高校生及び保護者	10人	120
依頼者の要望に応じた校問題解決の必要な書類作成を行う事業	学校問題解決に係る解決策提示と、学校に対する要望書、意見書等の書類作成の代行を行う	4月～3月（依頼に応じて随時）	オンライン	2人	全国の中高校生及び保護者	5人	10
校則あるいは教育に関するイベントを開催する事業	学校内における子どもの権利保障や校則の在り方について理解を深めるため、教育現場や地域社会に向けて当団体職員を派遣し、講演活動を行う。	年4回程	オンライン 各地方	5人	教員や教育に関心のある一般市民	500人	150
	子どもの権利保障に関心のある層を対象としたワークショップやデモンストラティブイベントを開催する。また、他団体が主催する教育関連イベントへのブース出展を行う。	年2回程	各地方	6人	子どもの権利保障に関心のある層	100人	50

	校則や生徒指導に悩む児童生徒の当事者「校則みらい」を運営する。オープンチャットでの交流や月1回程度のオンライン交流会を開催し、悩みや学校での取り組みの共有、意見交換を行う。	4月～3月(※常時開設)	オンライン	10人	校則や生徒指導に悩む中高生	100人	100
--	--	--------------	-------	-----	---------------	------	-----

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 110 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
グッズ販売事業	校則や生徒指導に関する啓発を行うグッズの販売	4月～3月(※常時開設)	オンライン及び各地方	3人	60
書籍・冊子の発行販売事業	校則や生徒指導に関する啓発を行う書籍・冊子の発行及び販売	4月～3月(※常時開設)	オンライン及び各地方	4人	50

2027年度

事業計画書

特定非営利活動法人 School Liberty Network

1 事業実施の方針

校則や生徒指導に関する問題解決事業として、相談窓口の設置や啓発活動などを通じて、当事者や関係者と連携しながら問題解決に努めるとともに、相談対応件数の増加と対応品質の向上を図る。また、当事者コミュニティ「校則みらい会議」の活性化や、蓄積された知見の書籍化・グッズ販売を通じ、持続可能な活動基盤の確立と社会への啓発を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 850 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
依頼者の要望に応じた問題解決の支援、各教育委員会及び地方公共団体と連携して相談代行又は同伴する事業	①「全国校則相談室」の運営 公式LINEやSNS等を通じて相談を受け付ける。内部管理システムの活用により対応状況をチームで共有し、迅速かつ適切な助言を行う。	4月～3月 (依頼に応じて随時)	オンライン 東京都内	10人	全国の中高校生及び保護者	70人	200
	②相談代行・同伴 教育委員会や学校への相談代行、話し合いへの同伴を行う。	4月～3月 (依頼に応じて随時)	オンライン 東京都内	5人	全国の中高校生及び保護者	10人	150
依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業	①書類作成支援・解決策提示 過去の対応事例データベースを参照しながら、学校への要望書、質問書、意見書等の作成代行及び添削を行う。	4月～3月 (依頼に応じて随時)	オンライン	5人	全国の中高校生及び保護者	10人	30
校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力をを行う事業	①講演・イベント開催 子どもの権利や校則問題をテーマにした講演会やシンポジウムを主催・共催する	年4回程度	オンライン 各地方	10人	教員や教育に関心のある一般市民	500人	270
	②ブース出展 他団体が主催する教育関連イベント等へ出展し、啓発活動を行う。	年2回程度	各地方	5人	子どもの権利保障に関心のある層	100人	50

	③当事者コミュニティ「校則みらい会議」 校則や生徒指導に悩む生徒等の交流会運営・意見交換・ピアサポート活動を行う。	4月～3月 (※常時開設)	オンライン	10人	校則や生徒指導に悩む中高生	150人	150
--	--	------------------	-------	-----	---------------	------	-----

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 150 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
グッズ販売事業	校則や生徒指導に関する啓発を行うグッズの販売	4月～3月 (※常時開設)	オンライン及び各地方	3人	80
書籍・冊子の発行販売事業	校則や生徒指導に関する啓発を行う書籍・冊子の発行及び販売	4月～3月 (※常時開設)	オンライン及び各地方	4人	70

2026年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 School Liberty Network

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		100,000		0	100,000
正会員受取会費					
賛助会員受取会費	100,000				
2 受取寄附金		400,000		0	400,000
受取寄附金	400,000				
3 受取助成金等		200,000		0	200,000
受取補助金	200,000				
4 事業収益		350,000		250,000	600,000
依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は同伴する事業収益	250,000				
校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業収益	100,000				
グッズ販売事業収益			150,000		
書籍・冊子の発行販売事業収益			100,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		1,050,000		250,000	1,300,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0				
役員報酬	0				
(2) その他経費		730,000		110,000	840,000
会議費	120,000		10,000		
旅費交通費	250,000		15,000		
広告宣伝費	60,000		15,000		
消耗品費	200,000		60,000		
通信運搬費	100,000		10,000		
事業費計		730,000		110,000	840,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0				
役員報酬	0				
(2) その他経費		290,000		0	290,000
消耗品費	20,000				
業務委託費	50,000				
旅費交通費	30,000				
広告宣伝費	30,000				
通信運搬費	150,000				
租税公課	5,000				
支払手数料	5,000				
管理費計		290,000		0	290,000
経常費用計		1,020,000		110,000	1,130,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		30,000		140,000	170,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		140,000		-140,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		170,000		0	170,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					105,939
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					205,939

2027年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 School Liberty Network

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		120,000		0	120,000
正会員受取会費					
賛助会員受取会費	120,000				
2 受取寄附金		500,000		0	500,000
受取寄附金	500,000				
3 受取助成金等		250,000		0	250,000
受取補助金	250,000				
4 事業収益		400,000		350,000	750,000
依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は同伴する事業収益	250,000				
校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業収益	150,000				
グッズ販売事業収益			200,000		
書籍・冊子の発行販売事業収益			150,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		1,270,000		350,000	1,620,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0				
役員報酬	0				
(2) その他経費		850,000		150,000	1,000,000
会議費	130,000		10,000		
旅費交通費	300,000		20,000		
広告宣伝費	120,000		30,000		
消耗品費	180,000		20,000		
通信運搬費	120,000		10,000		
その他事業原価	0		60,000		
事業費計		850,000		150,000	1,000,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0				
役員報酬	0				
(2) その他経費		300,000		0	300,000
消耗品費	20,000				
業務委託費	50,000				
旅費交通費	30,000				
広告宣伝費	30,000				
通信運搬費	160,000				
租税公課	5,000				
支払手数料	5,000				
管理費計		300,000		0	300,000
経常費用計		1,150,000		150,000	1,300,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		120,000		200,000	320,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		200,000		-200,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		320,000		0	320,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					205,939
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					455,939